

有価証券報告書の適正性に関する確認書

2019年4月25日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区赤坂一丁目12番32号

不動産投資信託証券発行者名 森ヒルズリート投資法人

(コード: 3234)

代表者の役職・氏名
(署名) 執行役員

磯部英之

当投資法人の執行役員である磯部英之は、当投資法人の2018年8月1日から2019年1月31日までの第25期営業期間の有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しています。

不実の記載がないものと認識するに至った理由（有価証券報告書の作成に関して私が確認した内容）は下記のとおりです。

記

1. 当投資法人の仕組み

当投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に基づき設立された投資法人です。当投資法人は投信法の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと有価証券報告書の作成等、開示に係る業務について資産運用会社である森ビル・インベストメントマネジメント株式会社（以下「当資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を税理士法人平成会計社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

当投資法人の会計監査人は、EY 新日本有限責任監査法人です。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

有価証券報告書は、一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに当資産運用会社により必要な情報が加味された上で原案が作成されています。原案の作成については、当資産運用会社の総務部が主管となり、同資産運用部、同投資開発部、同財務部及び同企画部からも担当者を選出し、共同してその作成にあっています。また、記載内容については、法律事務所による日本法に関する助言（下記 3. (2)）、税理士法人による税務に関する助言（下記 3. (3)）及び会計監査人による監査（下記 3. (1)）を受けた後、監査報告書とともに当投資法人役員会に提出され、当投資法人役員会における承認を経て、提出されています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 当投資法人の会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人により金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明に係る監査報告書を受領していること。
- (2) 有価証券報告書の作成にあたって、日本法に関して、当投資法人の法律顧問である森・濱田松

本法律事務所の助言を受けていること。

- (3) 有価証券報告書の作成にあたって、税務に関する事項に関して、当投資法人の税務顧問であるEY 税理士法人の助言を受けていること。
- (4) 一般事務受託者が作成した会計帳簿及び当投資法人に係る重要な情報に基づき、金融商品取引法等の関係法令に従って有価証券報告書が作成されていることを確認していること。
- (5) 有価証券報告書内の当投資法人に関する重要な項目について、当投資法人役員会に付議又は報告されていること。
- (6) 当資産運用会社において、その業務分掌と責任所管が明確化されており、各責任所管において情報の集約体制を含む適切な業務体制が構築されていること。
- (7) 私は、当投資法人の執行役員として、当投資法人の資産運用状況について当資産運用会社から必要な報告を受けており、報告された事項と有価証券報告書に記載されている事項に相違がないことを確認しています。

以 上